

平成二十年六月十八日

平成二十年第二回北方町議会定例会会議録

(第一日)

一、出席議員及び欠席議員

出席議員	欠席議員
一番 鈴木浩之	なし
二番 安藤浩孝	十番 田中五郎
三番 廣瀬和良	九番 日比玲子
四番 中村広一	八番 井野勝己
五番 福井裕子	七番 戸部哲哉
六番 立川良一	

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議事局長 高橋善明
議事書記 木野村幸子
議事書記 小林卓二

三、説明のため出席した者の職氏名

町長 室戸英夫	副町長 山本繁美	教育長 宮川浩兵
---------	----------	----------

四、議事日程

第一 会議録署名議員の指名

第二 会期の決定

第三 諸般の報告

第四 議案一括上程

議案第十九号 専決処分の承認を求めるとして 北方町

国民健康保険条例の一部を改正する条例)

町長提出)

議案第二十号 専決処分の承認を求めるとして 中部圏

都市開発区域の指定に伴う北方町固定資産税の

不均一課税に関する条例の一部を改正する条

例)

議案第二十一号 専決処分の承認を求めるとして 北方町

手数料条例の一部を改正する条例)

町長提出)

議案第二十二号 専決処分の承認を求めるとして 北方町

税条例の一部を改正する条例)

町長提出)

参事兼 大平喜義	参事 高橋勉	参事 山田忠義	参事 木野村隆司	参事 豊田晃	参事 奥野政興	参事 渡辺雅尚	参事 村木俊文	参事 高橋勉	参事 山田忠義	参事 木野村隆司	参事 豊田晃	参事 奥野政興	参事 渡辺雅尚	参事 村木俊文	参事 高橋勉	参事 山田忠義	参事 木野村隆司	参事 豊田晃	参事 奥野政興	参事 渡辺雅尚
----------	--------	---------	----------	--------	---------	---------	---------	--------	---------	----------	--------	---------	---------	---------	--------	---------	----------	--------	---------	---------

議案第二十三号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 町長提出)

議案第二十四号 北方町小口融資条例の一部を改正する条例制定について 町長提出)

議案第二十五号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について 町長提出)

議案第二十六号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について 町長提出)

議案第二十七号 北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について 町長提出)

議案第二十八号 もとす広域連合規約の変更について 町長提出)

議案第二十九号 工事請負契約の締結について 北方中学校プール改築工事) 町長提出)

議案第三十号 平成二十年度北方町一般会計補正予算 第一号)を定めるについて 町長提出)

議案第三十一号 平成二十年度北方町老人保健医療特別会計補正予算 第一号)を定めるについて 町長提出)

## 五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第四まで

午前九時四十五分 開会

一、議長 井野勝巳君 改めまして、おはようございます。

十四日の土曜日に岩手、宮城の方で内陸大震災がありました。

連日のように新聞、テレビ等でその報道がされておりますけれども、本当に自然の大きな力を嫌というほど感じるところでございます。まだまだ中越地震が済んで何年もたっていない、また中国でも大変な惨事があったところですけれども、亡くなられた人たちに對して哀悼の意を表したいと思っております。また、皆さん方、大変お忙しい中を全員御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は十人でありまして、定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより平成二十年第二回北方町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

### 日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第百十二条の規定により、議長において一番鈴木浩之君及び二番安藤浩孝君を指名します。

### 日程第二 会期の決定

一、議長 日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から六月二十日までの三日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から六月二十日までの三日間と決しました。

### 日程第三 諸般の報告

一、議長 日程第三、諸般の報告を行います。町長より報告事項がありますので、報告していただきます。町長。

一、町長 おはようございます。

第二回の定例議会をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方には、全員の皆さん御出席をいただきまして、ご審議をいただきますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

諸般の報告をさせていただく前に、過日の岩手・宮城内陸地震で被災をされた方、今なお行方不明の方、そしてまた犠牲となられて、命を失われた方に心からお見舞いと哀悼の意を表したいと思います。この上は、一日も早い復興と故人の御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

まず一点目は、平成二十年第一回岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の定例会が、過ぐる三月二十八日、岐阜市役所において開催をされましたので、御報告をさせていただきますと思います。

第一号議案として、平成二十年岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合一般会計予算を審議されたところでございます。この予算につきましては、歳入歳出の総額を一億一千七百四十四万二千円と定めるものでございました。対前年と比較をいたしますと、二千三百六十四万八千円の増額となっております。その主な理由は、本年度より常勤の医師一人を配置することにより千百万円と、退職基金積立金の千二百万円を充てることによるものであります。なお、この支払いに対する歳入は、繰越金の一千万円と保険診療収入千三百万円で調達することとなっております。

第二号議案として提案されました岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合管理者等の給料に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

これは字句の修正と削除を行うものでありまして、管理者

等」とあるものを「特別職の職員」と改めることと、会計管理者」とある文言を削除するものであります。したがって、給料の額を定めた第二条、会計管理者の年額「一万五千元」の字句も削除されることとなったわけでございます。

次に、樽見鉄道連絡協議会総会が、過ぐる六月二日、大垣市役所で開催をされました。

第一号議案として、平成十九年度事業報告及び決算についてが行われました。決算につきましては、歳入総額は八十五万六千四百九十二円。その内容につきましては、分担金が六十六万円でございまして、前年度からの繰越金十九万五千三百九十五円のほか、雑入の預金利息として千九十七円ということになっております。なお、分担金の内訳は、大垣市、瑞穂市、本巣市がそれぞれ二十万円、それから北方町と揖斐川町がそれぞれ三万円を負担するものでございます。

歳出の総額は六十五万五千四百五十円でございまして、その内容につきましては、会議費として二千九百十円、事業費として六十四万四千百円、これの内訳は、株式会社シーズ総合政策研究所への樽見鉄道の経営監視業務の作成委託料として六十万円が支払われており、また駅の清掃をしていたくときのジュース代として四万四千百円が支出をされておりました。このほか、事務費として八千四百四十円でございます。

歳入歳出の差し引き残高二十万一千四十二円につきましては、次年度への繰越金となっております。

第二号議案では、役員改選が行われたわけですが、会長には、従来大垣市長が就任されておりましたが、今総会において本巣市長に交代をされて、就任をされたわけでございます。なお、大垣市長は副会長として、引き続きその職務についていた

だくことになったわけでございます。これによりまして、新役員は、会長として藤原本巢市長、副会長として小川大垣市長が就任をされました。もう一人の副会長には、従来どおり堀瑞穂市長、監事には宗宮揖斐川町長と、私室戸がそれぞれ重任となりました。第三号議案として、規約の改正が行われたわけでございますが、この内容は、幹事会を構成いたします各市町の担当職員の職名を変更したものでございます。

第四号議案として、平成二十年度の事業計画及び予算についてが提案をされました。事業計画といたしましては例年どおりでございますけれども、樽見鉄道株式会社経営の監視を行うこと、二番目に、樽見鉄道マイルール促進協議会との連携を深めていくこと、三番目に、沿線市町の支援体制の連絡調整を行うこと、四番目に、駅清掃の日を推進活動として行うこと等でございます。

二十年度の予算につきましては、歳入歳出それぞれ八十六万一千三百四十二円とするものでございまして、主なものは、決算と同様に、分担金が六十六万、繰越金が二十万一千四十二円でございます。歳出は、会議費として三万円、事業費として七十万円、申し上げましたように、本年度もこの七十万円の中には、樽見鉄道の内容について監視を強めるといいますか、監視体制を持つていくために、株式会社シーズの総合政策研究所に対して経営監視業務の作成を委託するものでございます。事務費として十万円、残りを予備費として三万一千三百四十二円を計上されたものでございまして、いずれも原案のとおり可決をされたところでございます。

以上、御報告をさせていただきます。

一、議長 次に、事務局長より、例月出納検査の結果、配付物の関係

などの報告をいたします。事務局長。  
一、議会事務局長 それでは、三月の定例会以降の報告をさせていただきます。

三月十八日、四月十六日、五月二十一日及び六月十六日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、下水道事業特別会計及び下水道事業会計ともに記載金額は正確で、計数上の誤りはないものと認められた旨の報告がありました。

続きまして、配付物の関係であります。

お手元に配付をさせていただいておりますが、深刻な医師不足打開のための法制定を求める陳情、看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正を求める陳情、介護職員の人材確保に関する陳情、過剰な農薬取締法により、植物から成る農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書、それぞれの写しを配付させていただいております。以上です。

一、議長 ただいま報告のありました中で、議会運営委員会で決まりました深刻な医師不足打開のための法制定を求める陳情、看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正を求める陳情及び介護職員の人材確保に関する陳情は、厚生都市常任委員会に審査を付託いたしましたと思いません。御異議ございませんか。

異議なし

一、議長 御異議なしと認めます。よって、深刻な医師不足打開のための法制定を求める陳情、看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正を求める陳情及び介護職員の人材確保に関する陳情については、厚生都市常任委員会に審査を付託することに決しました。次に、土地開発公社及び施設管理公社について、報告をしていただきます。副町長。

一、副町長 それでは、私の方から、北方町土地開発公社の平成十九年度決算と北方町施設管理公社の平成十九年度決算、並びに平成二十年度予算について、あわせて御報告申し上げます。

まず、報告第三号の土地開発公社の決算でございますが、平成十九年度決算においても公有地の先行取得等の事業がありませんでしたので、人件費等、経常経費の十万四千七百七十五円のみで決算となっております。

これにつきましては、去る五月二十二日に開催されました公社の理事会において、原案どおり御承認をいただきましたので、御報告申し上げます。

次に、報告第四号と第五号の北方町施設管理公社の平成十九年度の一般会計と県営北方住宅駐車場特別会計の収支決算について、また平成二十年度の事業計画、並びに収支予算について、御報告させていただきます。

平成十九年度施設管理公社一般会計の収支決算額は七千九十一万二千五百三十九円となりまして、収入、支出額ともに同額となっております。これは精算しました剰余金はすべて県及び町に、管理委託契約に基づきまして全額を返還しているからであります。これによりまして、公社の正味財産ですが、基本財産の五百万円と、車両等の固定資産十八万二千五百六十五円となっております。

なお、収支計算書、貸借対照表、財産目録については、お手元の決算書に記載のとおりであります。

次に、県営北方住宅駐車場特別会計の収支決算についてであります。

平成十九年度の月平均の駐車場契約台数は六百七十四台となっております。収入決算額は一千六百九十万二千四百一十一円で、

そのうち一千五百八十五万六千二百円が利用者からの使用料金となっております。

一方、支出決算額ですが、一千五百九十二万八千七百七十円で、そのうち一千三百九十八万七千五百七十五円を駐車料金として県の方へ納付しております。

なお、収入決算額から支出決算額を引きました九十七万四千三百四十一円が次年度への繰越金となりました。

次に、平成二十年度の事業計画及び予算についてであります。

事業計画につきましては、県より管理業務を受けております県営住宅ハイタウンの北方S一棟からS四棟までと、A二棟、A四棟の計六棟分、五百五十二戸の入退去及び建物等の施設設備等の維持管理業務が主な事業となっております。

また、町から委託を受けております働く婦人の家、高齢者ふれあい健康センター、勤労青少年ホームについても、地域住民の皆さんにより安心して快適に利用していただけるような維持管理業務等の事業計画を立てております。

なお、施設管理公社一般会計の収支予算額ですが、九千七百五十二千円で、前年度と比べて、県営住宅費で二千四百万円ほどの増額となっております。その主な要因としましては、S一棟の屋根防水工事費として三千五百十三万五千円が計上されております。また、県営北方住宅駐車場特別会計の二十年度の収支予算額は一千六百七十二万九千円で、前年度に比べまして四十万五千円の増額となっております。

以上が平成二十年度北方町施設管理公社の事業計画と一般会計、並びに県営北方住宅駐車場特別会計収支予算書の内容であります。このことにつきましても、去る三月二十六日の施設管理公社理事會協議会にて、また十九年度の決算につきましては、五月二十二

日の理事会でそれぞれ承認を賜っております。

以上で報告を終わらせていただきますが、これらの資料につきましてはお手元に配付してありますので、御理解を賜りたいと思っております。以上であります。

一、議長 次に、郡町村議長会並びに評議会の報告を事務局よりいたします。事務局長。

一、議会議務局長 郡町村議会議長並びに評議会であります。

六月二日、郡町村議会議長会並びに評議会が県民ふれあい会館で開催されました。

岐阜県町村議会議長会の役員が行われ、当町の議長であります井野議長が会長に就任されました。おめでとうございます。また、平成二十年度の行事等についても審議をされました。以上であります。

#### 日程第四 議案第十九号から議案第三十一号までについて

一、議長 日程第四、議案第十九号から議案第三十一号までを一括し程いたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 それでは、議案第十九号から議案第三十一号まで一括して提案説明させていただきたいと思っております。

まず、十九号から二十二号までの四件につきましては、専決処分の承認を求めることについてでございます。

十九号につきましては、健康保険法や医療保険法などの改正が行われまして、平成十八年六月二十一日に公布をされましたが、それに関する地方税法の改正が、国会審議のおくれから、四月三十日に再議決されるという事態になったことにより、議会を招集するいとまがありませんでしたので、地方自治法第七十九条条によって専決処分をさせていただいたものでございます。

その内容につきましては、国保税の課税額に後期高齢者支援金を加えること、また課税限度額を、医療給付費については「五十六万円」を「四十七万円」に、後期高齢者支援金については「十二万円」とすることなど、多岐にわたるものであります。

議案第二十号の専決処分をさせていただきました内容につきましては、本町は中部圏都市開発区域の指定を受けておりまして、このたび、関係する法律施行令の一部が改正されたことにより、中部圏都市開発区域の指定に伴う北方町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただいたものであります。

改正の内容につきましては、指定の日からの期間を二年間延長して、平成二十二年三月三十一日までとすること、当該固定資産の取得価格を「九億円」から「十億円」を超えることとしたものであります。

議案第二十一号の専決処分の承認を求めることにつきましては、戸籍法と住民基本台帳法の一部が改正されたことによりまして、北方町手数料条例の一部を改正する条例制定を専決処分させていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、別表を一部改正いたしましたので、法律の対象条項を改めるものでございます。

議案第二十二号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部改正によりまして、北方町税条例の一部を改正する条例制定を専決処分させていただいたものでございます。

その内容につきましては、公益法人について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、それから公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、それから一般社団法人及び一般財団法人に対する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等

に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が整備されたことによりまして、法人住民税の均等割が最低税率を適用されるもの、非課税とされるものの区分が行われました。また、新築住宅に対する固定資産税の減額措置を延長することや、省エネ住宅の改修工事に係る減額措置の創設が行われたものでございます。

議案第二十三号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国民健康保険税の案分率の改正を行うものでございまして、この改正により、一般被保険者医療給付費分の所得割 六・二％を六・一％に、資産割を 四八・七％から 三四％へ、退職介護納付金分の所得割を 二・五四％から 二・〇％に、均等割を 二万七千円から 二万三千五百円へと、それぞれ引き下げを図りました。また、後期高齢者支援金の課税に係る所得割一・七％、資産割九％、均等割六千八百円の案分を設定したものであります。

議案第二十四号 北方町小口融資条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本議案は、信用保証協会と金融機関との責任共有制度の導入による小規模企業者への安定的資金供給対策と、国の小口零細企業保証制度に準じた融資制度を定め、小規模企業者の支援を行うために改正しようとするものでございます。

議案第二十五号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

消防団員に対する退職報償金制度による支給対象の明確化のために、本条例の一部を改正するものであります。

議案第二十六号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を

改正する条例制定についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う補償額の拡充を図るための改正でございまして。

議案第二十七号 北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

議案第二十五号と改正理由を一にするものでありまして、退職報償金の支給対象を明確にしたものでございます。

議案第二十八号 もとす広域連合規約の変更についてであります。

幼児療育センター建設事業に伴い、組織市町の負担金の分賦割合を新たに設けるものでございます。

議案第二十九号 工事請負契約の締結についてでございます。御案内のとおり、北方中学校のプールの改築工事につきまして、その工事契約を締結させていただきたいので、地方自治法第九十六条第一項第五号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、契約の目的は、申し上げますとおり北方中学校プール改築工事によるものでございます。契約方法は、指名競争入札を行ったわけでございます。契約金額として一億三千七百五十五万円。工期は、本契約締結の日から平成二十一年一月三十一日までといたしております。契約の相手は、岐阜県岐阜市加納黒木町二丁目四十六番地、岐南興業株式会社代表取締役 尾崎泰博と契約をしたいので、御審議、議決をお願いするものでございます。

議案第三十号 平成二十年度北方町一般会計補正予算 第一

号)を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千八百七十七万二千円を追加して、予算総額を五十億三千九百七十七万二千円とするものでございます。

主な内容につきましては、役場前の民有地を取得して、駐車場として整備する費用二千五百六十七万円と、四月の人事異動で都市環境農政課の人員が欠員になりましたことによる臨時職員の賃金として百八十二万六千円などをお願いするものでございます。

なお、歳入につきましては、繰越金二千七百四十九万六千円、国庫補助金五十二万三千円などで調達をさせていただくことになっております。

議案第三十一号でございます。平成二十年度北方町老人保健医療特別会計補正予算(第一号)を定めるについてでございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百五十三万六千円を増額いたしましたして、歳入歳出総額をそれぞれ一億二千百三十五万六千円とするものでございます。

主な内容につきましては、老人保健給付費補助金百四十万円などであります。

歳入は、医療費交付金、医療費負担金、繰越金をもって充てることといたしております。

以上でございます。慎重に御審議をいただきまして、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案とさせていただきます。ありがとうございます。

一、議長 以上で提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにいたします。

お諮りをいたします。議案調査のため、明十九日は休会といた

したいと思いません。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、明十九日を休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

第二日は、二十日午前九時三十分から本会議を開き、一般質問及び議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦勞さまでございました。

午前十時十六分 散会



右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十年六月十八日

議 長

署名議員

署名議員

